
第1章

「おだがいさまのまちづくり計画 2015」 の策定にあたって



1. 策定の背景
2. 位置づけと性格
3. 基本理念
4. 基本的な視点
5. 計画期間
6. 計画の進行管理
7. 計画の体系



1. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」策定の背景

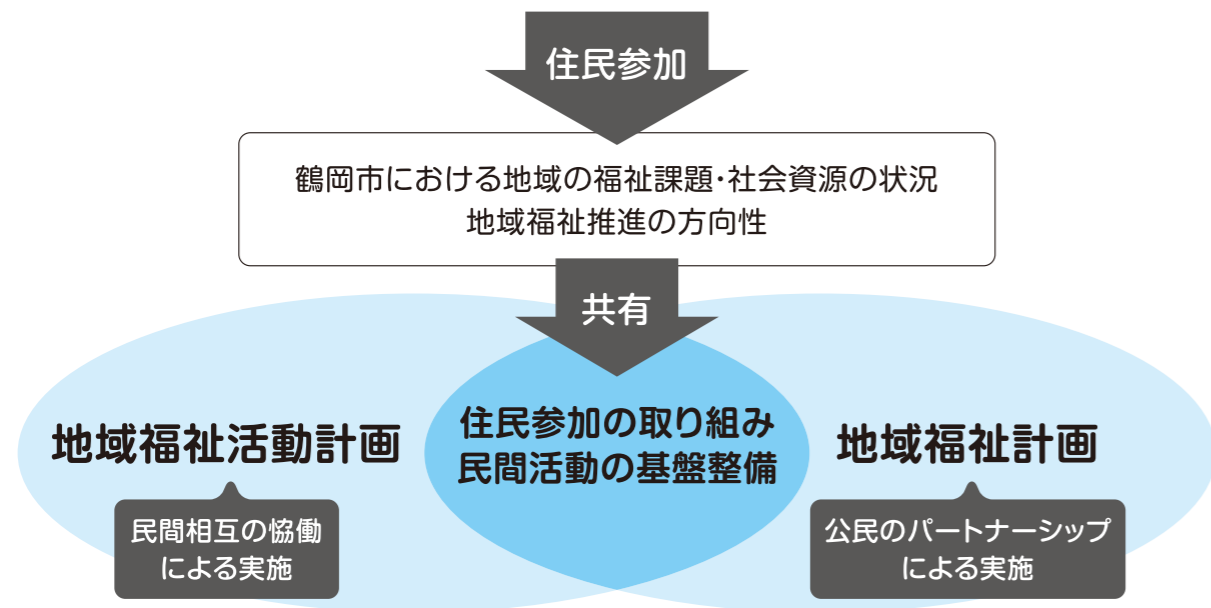
- わが国は、少子高齢化が一段と進んでおり、2025年には高齢化率が、全国平均で30%を超えることが予測され、また、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となることによって、介護問題がより深刻化することが予測されています。また、特に地方では、人口減少が進むことによって、医療、介護、交通、空き家問題、耕作放棄地などの生活基盤をめぐる様々な問題がすでに顕在化してきています。
- 鶴岡市においても、平成26年度には高齢化率は30.4%と30%を超え、平成27年3月末現在で31.3%と超高齢化が進んでいます。合併後10年を経過していますが、特に周辺郊外地においては、少子高齢化や過疎化が急速に進んでおり、また中心市街地においても少子高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が急速に増加している地域があります。
- このような超高齢化や過疎化の進展、社会経済の大きな変化にともない、地域社会で孤立する人、一つの分野では解決が困難な問題が増加するなど、地域における包括的な支援体制づくりがますます重要となってきています。
- 鶴岡市社会福祉協議会（鶴岡市社協）では、平成17年10月の法人合併後5年を経た平成23年5月には、鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2010」を策定し公表しています。そして今日まで、鶴岡市内の各地域の特性を踏まえながら、各福祉センター（旧市町村）エリアにおける地域福祉推進プランを作成し、小地域の福祉活動を支援する鶴岡市社協の姿勢を「おだがいさまのまちづくり」として表し、今日まで福祉コミュニティづくりを進めるための事業を推進してきました。
- 本計画の策定にあたっては、鶴岡市とともに、平成27年11月から12月にかけて、先駆的な地域福祉活動を実践している町内会や学区、また市街地の大規模町内会や山間部の自治振興会など地域的に特徴のある地区での座談会を開催するとともに、青年会議所へのヒアリング、また関係機関・団体へのヒアリングを実施しました。また、平成27年10月から12月にかけて、町内会・自治会、自治振興会の会長、民生委員・児童委員への地域の福祉の課題や今後のあり方等についてのアンケート調査、児童扶養手当の受給者への子育てに関するアンケート調査、鶴岡市社協ホームヘルパーへの在宅介護やホームヘルパーの人材確保などについてアンケート調査を実施しました。
- 本計画は、このような住民座談会で寄せられた地域住民の声やアンケート結果を踏まえ、鶴岡市内の各地域の特性を活かし、今後の地域社会の変化に対応した地域福祉のあり方を示している鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2015」を補完し、住民主体による支えあい活動の推進や地域住民が安心して暮らせるように、ワンストップの相談支援の仕組みづくりやサービス提供のあり方などについて、民間の立場から検討したものです。

2. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の位置づけと性格

- 平成15年4月から施行された社会福祉法第9条には、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、第一に、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、第二に、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、第三に、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、第四に、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を実施することが規定されています。
- また、社会福祉法第107条に地域福祉推進の理念を実現するため、市町村地域福祉計画の策定が明文化されていますが、鶴岡市においては、地域福祉の理念から住民の暮らしをめぐる地域社会の変化に対応する地域福祉計画として「つるおか地域福祉プラン2015」を策定しています。
- ここでは、「安心すこやか 福祉でまちづくり 鶴岡」という基本理念を掲げ、児童・障がい・高齢別に策定されている社会福祉分野の計画を内包し、地域福祉の視点から横断的に捉え、施策の方針を示しています。また、新たな地域住民の生活課題に対応し、福祉の向上のため、社会福祉分野以外の計画・施策との有機的な連携を図るものです。
- この「おだがいさまのまちづくり計画2015」と「つるおか地域福祉プラン2015」との関係は、次項の図のとおりであり、「おだがいさまのまちづくり計画2015」は、鶴岡市の地域福祉に関連する今後の施策との整合性について十分に検討し、連動するものとして、民間の立場からできることを積極的に展開する内容について検討したものとなっています。
- また、その実行に際しては、関係する行政部局や地域関係団体、社会福祉関係機関が相互に連携してその推進にあたるよう努めます。



「おだがいさまのまちづくり計画2015」と「つるおか地域福祉プラン2015」の関係



「おだがいさまのまちづくり計画2015」と「つるおか地域福祉プラン2015」の概要

	おだがいさまのまちづくり計画2015	つるおか地域福祉プラン2015
作成主体	鶴岡市社会福祉協議会	鶴岡市
基本理念	おだがいさまのまちづくり	安心すこやか 福祉でまちづくり 鶴岡
重点課題	1.地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実 2.地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進 3.住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進 4.地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発 5.ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進 6.福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進 7.権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備 8.地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化	1.地域包括ケアの推進体制の整備と構築 2.ワンストップの初期相談支援、生活困窮に関する問題への連携した取り組み体制の整備 3.住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備 4.地域リーダーの養成・確保と地域における課題解決のためのパートナーシップの構築 5.住民主体による健康増進・介護予防活動の推進 6.子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の充実 7.地域で安心して暮らせる権利擁護システムの構築とサービスの質の保証 8.地域の活性化に結びつけた施策の展開 9.地域住民の主体的な防災・防犯への取り組み

3. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本理念

今日まで、それぞれの歴史と地域特性を踏まえ住民と歩んできた様々な地域福祉活動を大切に考え、個々の人権を尊重しながら、行政並びに関係団体と協働し、あらゆる社会資源をつなぎ、お互いに支え合う安心した暮らしと優しさを育む福祉のまちを創るため「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本理念を次のとおりとします。

〔基本理念〕

おだがいさまのまちづくり

4. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本的な視点

おだがいさまのまち・鶴岡の実現をめざして、次の4つの基本的な視点に立って、住民主体の地域福祉の推進に努めます。

〔基本的な視点〕

1. 住民主体による地域における支え合い活動の推進体制の構築
2. 公・民協働で進める誰もが地域で安心して暮らしていけるまちづくり
3. 「地域福祉は人づくり」の視点に立った人材の発掘と養成
4. 市民の信頼を得ることのできる社会福祉協議会の組織運営

5. 計画期間

この「おだがいさまのまちづくり計画2015」に関する内容の実施期間は、**平成28年度から平成32年度までの5年間**とします。

6. 計画の進行管理

この「おだがいさまのまちづくり計画2015」は、毎年、鶴岡市社協において、担当部署の実施事業の点検と評価を行い、理事検討班（法人運営・地域福祉・事業経営）での検証を踏まえ、行政の関係部局や関係団体との連携のもと、有識者による助言指導を仰ぎながら、その進行管理にあたります。

また、その進行状況について、行政と連携して計画の中間年に点検するものとします。



7. 計画の体系

【基本理念】

おだがいさまのまちづくり

【基本的な視点】

1

住民主体による地域における支え合い活動の推進体制の構築

2

公・民協働で進める誰もが地域で安心して暮らしていけるまちづくり

3

「地域福祉は人づくり」の視点に立った人材の発掘と養成

4

市民の信頼を得ることのできる社会福祉協議会の組織運営

【重点課題】

1

地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実

2

地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進

3

住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進

4

地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発

5

ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進

6

福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進

7

権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備

8

地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

【これからの取組】

①広域コミュニティ組織単位の地域福祉推進体制の整備
②おだがいさまネット活動の推進
③「(仮称)見守り座談会」の推進
④地域支え合いプランの作成・進行管理

①各相談支援窓口などが新たなニーズ把握と行政への働きかけを行いやすいシステムづくり
②介護者や障がい児・者などの当事者や当事者団体への支援の充実
③地域の課題に応じた新たなサービスや社会資源を開発する支援体制の整備

①ワンストップによる総合的な相談支援機能の強化
②生活自立支援センターの相談支援機能の拡充と「暮らしのセーフティネット」を構築するプロジェクトの推進
③コミュニティソーシャルワーク実践のための体制整備・強化

①住民主体の地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と育成
②民生委員・児童委員、主任児童委員活動との連携
③市内の事業所との地域福祉活動の協働化の促進
④社会福祉法人の地域貢献活動への支援と協働活動体制の整備

①福祉施設やNPO法人などと連携した、人材育成とボランティア活動の支援機能の充実
②地域のニーズに対応したボランティア活動の促進
③社会的に孤立している人などへの社会参加の場づくりの促進・拡大
④災害ボランティアセンター設置・運営に関する事業の充実と、企業、事業所、団体などのネットワーク構築

①ボランティア体験学習プログラムの充実
②学校における福祉学習の推進
③社会人などに向けた福祉教育及びボランティア体験学習の推進
④中学生・高校生などの社会参加と交流の機会や場の提供

①「(仮称)つるおか権利擁護センター」の設置の検討など相談支援体制の充実
②成年後見制度利用支援の拡充
③虐待防止や虐待防止ネットワーク機能の充実
④障がい者の差別解消への啓発の推進

①鶴岡市社会福祉協議会「発展・強化計画」「事業経営計画」の着実な実施
②新たな資金調達による自主財源の確保
③社会ニーズに即した研修などによる職員の資質向上と職員による住民活動への支援の拡充
④苦情対応やリスクマネジメント、サービス評価などのサービス運営管理システムの構築

